

# 組合員貯金制度が改正されました！

平成18年10月より、組合貯金制度の一部が以下の通り改正されましたので、お知らせいたします。

- **積立貯金の名称について**…定時積立が定例積立<sup>\*1</sup>に、随時積立が臨時積立にそれぞれ変更になりました。
- **新規申込について**…「組合員貯金預入異動明細書（定例）」の提出が不要となりました。
- **解約払戻について**…「組合員貯金解約払戻請求書」の提出期限が、毎月19日から15日に変更になりました。  
…払戻日が、毎月末日から25日に変更になりました。
- **定例積立額の変更について**…期末・勤勉手当について、定例積立が可能になり定額制になりました。  
…積立て額の変更が、1月・4月・7月・10月から毎月変更可能となりました。  
(ただし、期末・勤勉手当の積立額の変更については、積立てる月のみ可能)
- **一部払戻について**…一月に2回の払戻が可能となりました。

払戻日が毎月末日から10日（前月25日締切り）及び25日（当月15日締切り）となります。

\* 1 毎月及び期末・勤勉手当の支給月に一定額を預け入れるもの

\* 2 随時に任意の額を預け入れるもの

## (改正前)

	前 月	当 月				
	～27日～	1日	～ 15日	～ 19日	～ 給料日	～ 末日
新規申込	①② 〆切	貯金開始 (臨時積立可能)			徴収	
一部払戻				③ 〆切	徴収	送金
解約払戻	② 〆切			④ 〆切	徴収しない	送金
定期積立	② 〆切				変更どおり 徴収	
当月異動 (解約)			⑤ 〆切	④ 〆切	徴収しない	送金
当月異動 (中断)			⑤ 〆切		徴収しない	

## (改正後)

	前 月	当 月				
	～27日～	1日	～ 15日	～ 給料日	～ 25日	～
新規申込	① 〆切	貯金開始 (臨時積立可能)			徴収	
解約払戻	② 〆切		④ 〆切		徴収しない	送金
定例積立	② 〆切				変更どおり 徴収	
当月異動 (解約)			④⑤ 〆切		徴収しない	送金
当月異動 (中断)			⑤ 〆切		徴収しない	

	前 月	当 月			
	～25日～	～ 10日	～ 15日	～ 25日	～
一部払戻	③〆切	送金		③〆切	送金

①組合員貯金申込書 & 印鑑届

②組合員貯金預入異動明細書（定例）

③組合員貯金一部払戻請求書

④組合員貯金解約払戻請求書

⑤貯金者異動報告書

※それぞれの締切日は共済組合必着日であり、所属所での締切日は、共済組合への送付等の関係上異なる場合がありますのでご注意ください。